

名古屋市暴力団排除条例に係る
事務処理マニュアル
(指定管理者用)

平成 24 年 4 月
(令和 4 年 4 月改訂)

目 次

1. 目 的	1
2. 暴力団排除の必要性	1
3. 公の施設の利用からの暴力団排除	1
4. 指定管理者の取り組み	2
5. 具体的な対応方法	3
(1) 疑義のある申請	4
(2) 不許可、取り消し等の通知	6
(3) 不許可通知を受けた相手からの問い合わせへの対応	7
(4) 突然の抗議を受けた場合の対応（不当要求への対応）	7
(5) 利用許可後の取り消し、中止の命令等	7
6. 情報の適正な管理	7
7. その他	7
【参考法令】	8

名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル

1. 目 的

このマニュアルは、名古屋市暴力団排除条例第 7 条の規定に基づき、公の施設の利用から暴力団を排除するにあたり、指定管理者が実施すべき事務処理を取りまとめ、適正な運用を行うことにより、市民が安心して利用できる公の施設の確保を図ることを目的とします。

【参考】

名古屋市暴力団排除条例

(公の施設の利用における措置)

第 7 条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の利用の許可の申請があった場合において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可をしないことができるものとする。

2 市長又は教育委員会は、公の施設の利用の許可をした後において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができるものとする。

2. 暴力団排除の必要性

暴力団は、近年、資金獲得活動や民事介入暴力等に加え、その組織実態を隠ぺいしながら一般社会での多種多様な資金獲得活動を行っています。このような情勢を背景に、全国的に暴力団排除の気運が高まる中で、愛知県では「愛知県暴力団排除条例」が平成 23 年 4 月 1 日から施行され、また、本市においても「名古屋市暴力団排除条例」(以下、「市条例」という。)を制定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行しました。

暴力団は市民の生活、市内の事業活動及び青少年の健全な育成に不当な影響を与える存在です。こうした暴力団の排除は、市、市民及び事業者が相互に連携・協力して一体となって推進していく必要があります。

3. 公の施設の利用からの暴力団排除

(1) 暴力団排除の根拠

公の施設の利用からの暴力団排除については、市条例第 7 条に、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可をしないことができるものとする等と明記しました(上記参照)。

この規定に基づき、指定管理者は、施設の利用を不許可とすることができます。

なお、施設の利用の許可後の取り消し又は中止については、市長又は教育委員会が行いますので注意が必要です。具体的には、以下のとおりとなります。

管理者	不許可	許可の取り消し又は中止
指定管理者	指定管理者が行う	市長又は教育委員会が行う
市長又は教育委員会	市長又は教育委員会が行う	市長又は教育委員会が行う

【参考】

◎市民会館条例

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 14 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会館を一般の利用に供すること。
- (2) 会館の施設等の使用の許可に関すること。(※)
- (3) 会館の維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(※) 許可の取り消し、又は中止を命ずることは含まれていないため、これについては、市長又は教育委員会が行うことになる。

(2) 暴力団排除についての考え方

公の施設は、住民の福祉の増進を目的として設置されたもので、正当な理由がない限り、住民が公の施設の利用を拒んではならず、不当な差別的取扱いをしてはならないと地方自治法第 244 条に規定されています。

【参考】

◎地方自治法

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

しかしながら、暴力団の活動に公の施設が利用されると、住民が安心して施設を利用することを妨げ、ひいては公の施設の公益性が阻害されることになりかねません。

したがって、市条例第 7 条は、暴力団が公の施設を利用することをすべて許可しないという規定ではなく、「暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるとき」に許可しないという規定になっていることに留意して下さい。個人的な利用や家族での利用等を妨げているものではありません。

では、どのようにして、当該施設の利用が「暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるとき」にあたる利用なのかを判断するのか、具体的な対応方法は下記 5 を参照してください。

4. 指定管理者の取り組み

(1) 警察との連携強化

愛知県暴力団排除条例では、事業者に対して暴力団の利益になることを知った上で利益供与(便宜供与)することを禁じています。

このため、民間施設からの暴力団排除が一層進み、暴力団による公の施設利用が増えるこ

とが危惧されます。

指定管理者にあつては、暴力団排除に備えて、日頃から警察署の暴力団排除担当部署（刑事課暴力担当係）との連携を密にし、暴力団に関する知識や対処方法などを習得するため、施設毎に暴力団被害防止のための業務を行う責任者（以下「不当要求防止責任者」という（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 14 条。））を選任し、「責任者選任届出書（資料 1）を所轄警察署に提出することができます。これにより、公安委員会から暴対法第 14 条に規定されている事業者に対する援助の措置を受けることができます。

（２）施設における対応

ア 利用者への周知

公の施設の利用から暴力団排除をするためには、市条例に基づき暴力団の利益になる使用は許可しないことや、許可にあたって県警に照会する場合があること等を、施設を利用する方に周知し、理解と協力を得ることが不可欠です。

特に市条例が施行される平成 24 年 4 月 1 日からは、使用申込書等に、県警に照会するにあたり施設利用者を特定するために必要な情報である代表者のフリガナ、生年月日の記載を新たに求めることになります。そこで、混乱を避けるため必要があれば、使用申込書等の様式が変更されたことを周知してください。（周知文例は資料 2）

様式の変更当初は、窓口での混乱が予想されます。特に代表者の生年月日が不明な申込書の提出の場合は、使用申込書を受付、後日連絡をいただいて補記する等の臨機応変な対応をしてください。

この他、市で別途用意するポスターを受付に掲出する等、施設を利用する方への周知に努めるものとします。

イ 施設における暴力団対応マニュアルの策定と職員への周知

暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があります。そのため、不当要求防止責任者を中心に、施設毎の実情等を踏まえて施設における暴力団対応の基本姿勢、役割分担等を定めたマニュアル（暴力団対応マニュアル）等を策定し、職員一人ひとりが自らの役割を認識して、的確に暴力団に対処できるよう定期的に施設内研修を実施するよう努めてください。

なお、暴力団対応マニュアルの策定に当たっては、公益財団法人暴力追放愛知県民会議のウェブサイト（<http://www.boutsui-aichi.or.jp/>）で公開されている暴力団対応のてびき等が参考になります。

5. 具体的な対応方法

指定管理者において、当該施設の利用が「暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるとき」にあたる利用なのかを判断することは事実上困難です。そのため、申請者からの申請に基づき、愛知県警察本部（以下、「県警」という。）に照会して確認することになります。場合によっては、県警から情報提供があることも考えられます。

県警への照会にあたっては、申請すべてを照会しては、申請を受けてから許可を出すまでに相当の期間（通常でも県警へ照会してから回答が得られるまで 2 週間程度を要する）を要することになり、大半が暴力団とは無関係と思われる市民に多大な影響を与えることになるほ

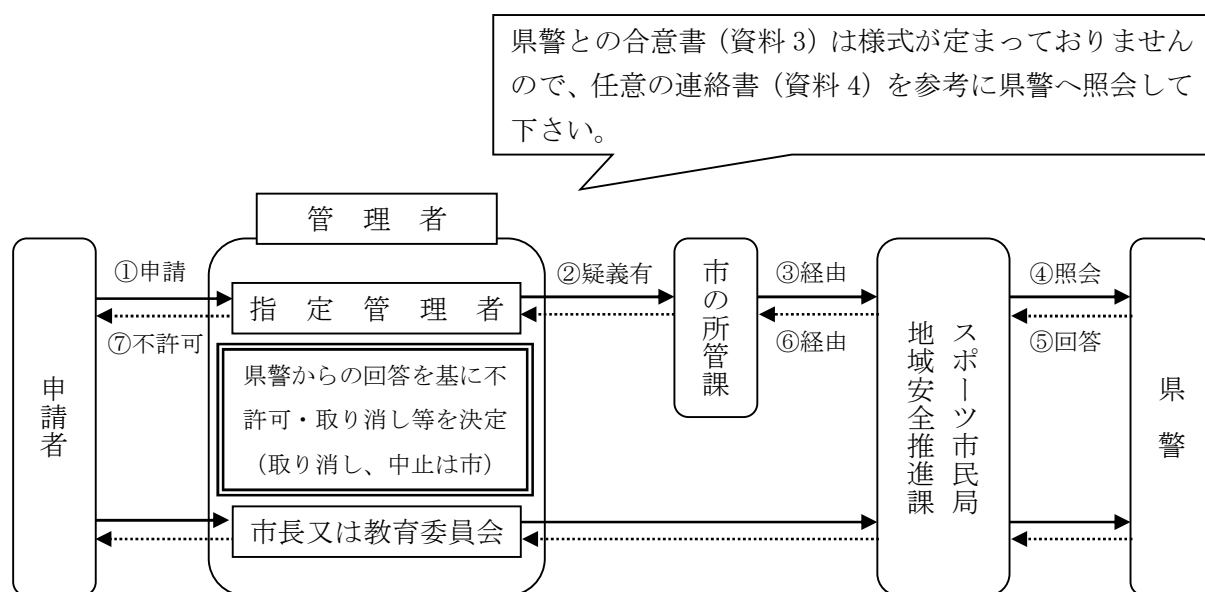
か、経常事務も煩雑になり、現実的ではありません。

したがって、県警へ照会するのは、疑義のある申請についてのみ行うことが適当です。

(1) 疑義のある申請

指定管理者においては、当該施設の規模や機能等をふまえ、どのような利用が「暴力団の利益になる利用」(※)として考えられるのか、十分に検討しておく必要があります。

その上で、申請者の言動、申請内容等から管理者において「暴力団による利用」ではないかと疑義が生じた場合、又は市民等からの通報により「暴力団の利益になる利用」ではないかと疑義が生じた場合には、以下のとおり事実確認を行います。



【排除措置の流れ】

○基本的な流れは、上図のとおりです。指定管理者は、市の所管課を通じて県警へ照会します。

○許可の取り消し、利用の中止は、市が決定し、申請者に通知します。

大規模イベントや有料で事前にチケットを販売するようなイベント等の場合は、許可後に取り消し、又は利用の中止を命令することになると、与える影響が大きいため、管理者側にも多大な労力が発生することが予想されます。そうしたことを未然に防止するため、申請者が始めて利用する場合等は、初回のみ県警に照会することも有効です。

「暴力団の利益になる利用」(※)

違法・合法を問わず、暴力団の勢力誇示行為や資金獲得活動（例：襲名披露等の義理かけ行事、格闘技等イベント、コンサート等各種興行）により暴力団組織としての維持・運営に資する利用です。

◎暴力団の利益になる施設の利用例

申請（利用）の内容	申請時の状況
【会議室・小ホール】 ○会議室において脱法行為の研究会を開催 ○小ホールにおいて倒産品市を開催 (収益金が暴力団の活動資金となるもの)	○「法令研究会」との名目で暴力団風の男が利用申請 ○物品の購入者から「品物の購入を無理強いされた」等の苦情を受理
【コンサートホール・大会議室】 ○コンサート等興行の開催 (収益金が暴力団の活動資金となるもの) ○大会議室において襲名披露式を開催	○興行主が暴力団関係者であるとの情報を入手 ○「××組長襲名披露式」等、利用目的が暴力団の義理掛け行為であると考えられる申請
【宿泊施設】 ○対立抗争からの避難場所として宿泊施設を利用	○対立抗争事件が報道されている最中、暴力団風の男が利用申請
【体育館・武道場】 ○格闘技大会等の興行の開催 (収益金が暴力団の活動資金となるもの)	○警察から興行主が暴力団関係者であると通報
【公園】 ○祭事において露店を出店 (収益金が暴力団の活動資金となるもの)	○出店申請時の対応が威圧的

◎県警に照会する判断

県警へは、上述のとおり申請すべてを照会するのではなく、申請に疑義があるとき等に照会するようにして下さい。

また、暴力団員であっても個人利用や家族での利用までも制限するものではありませんので、例えば、施設利用時に大声で騒いでいたため退去させる場合等は、施設の管理上設けている他の規定を適用することになります。

(2) 不許可、取消し等の通知

上記(1)に基づき、申請の不許可、又は取り消し、利用の中止を命じることを決定した場合、その時の状況により、県警との合意書(「名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書」(以下、「合意書」という。))に基づき、市の所管課を通じて、県警に対し警察官の派遣その他の支援を要請することができます。

県警は、上記要請に基づき、必要と認めるときは、警察官を派遣する等必要な支援を積極的に行うこととしています。

【通知要領】

通知方法、通知文案についてもあらかじめ検討しておく必要があります。

一般的には、管理者名で不許可事由を記載した通知文を配達証明郵便で送付します。

なお、利用期日が迫っているとき等、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

①利用申請を不許可とする場合

〔通知文例〕

審査の結果、申請のあった〇〇会館××ホールの利用については、名古屋市暴力団排除条例第7条第1項の規定により、不許可と決定しました。

令和〇〇年〇月〇日

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長(※1)に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者〇〇を被告として(訴訟において指定管理者を代表する者は〇〇〇〇となります。)(※2)、この処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することもできます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(※1) 直営施設にあっては、市長のした処分については、愛知県知事に対して審査請求をすることとなり(この場合、市長に対して異議申立てをすることもできる)、行政委員会のした処分については、市長に対して審査請求をすることとなります。

(※2) 直営施設にあっては、名古屋市が被告(市長が被告の代表者となります。)となります。

②利用許可後に「許可取り消し」をする場合(聴聞の機会を付与(名古屋市行政手続条例第13条)するための手続を執ることができないとき)

〔通知文例〕

〇月〇日に利用決定した〇〇会館××ホールの利用については、名古屋市暴力団排除条例第7条第2項に該当することが判明したため、その許可を取消します。

令和〇〇年〇月〇日

- 1 この処分について不服がある場合は、・・・
(①の不許可とする場合の教示文と同じ。ただし、取消し処分は市長又は教育委員会がすることとなる)

(3) 不許可通知を受けた相手からの問い合わせへの対応

申請者から指定管理者へ問い合わせがあった場合は、次のとおり口頭で回答します（必要な発言はしないこと）。この場合において、県警へは、必要に応じ相手方の問い合わせを想定した回答方法を協議するなどの支援を要請します。

【回答例】

当方で調査した結果、（名古屋市暴力団排除条例の）不許可事由である「暴力団の利益となる」利用と認めたため、不許可決定いたしました。

(4) 突然の抗議を受けた場合の対応（不当要求への対応）

相手より多い人数で冷静に対応するとともに、不必要な言動を避け、不許可事由を言い切り、短時間で対応を打ち切るようにして下さい。

その後も退去せず、居座り続ける場合は、「警察へ連絡する」旨を告げ、速やかに 110 番通報して下さい。

(5) 利用許可後の取り消し、中止の命令等

指定管理者は、許可の取り消し、中止の命令等を行わないため、利用許可後において、「暴力団の利益になる利用」に該当するか否か疑義が生じた場合や、県警から情報提供があった場合等の対応すべき事案の発生に備えて、指定管理者と市の所管課であらかじめ役割分担や対応方法等を定めておく必要があります。

6 情報の適正な管理

公の施設の利用からの暴力団の排除にあたり、県警から提供される法人・個人の情報については、「名古屋市情報公開条例」並びに「名古屋市個人情報保護条例」及び指定管理にあたって協定書等に追加又は添付する「情報取扱注意項目」に基づき、厳正に管理する必要があります。

指定管理者は、個人情報の保護に関する規程の整備等、適正な管理に努めてください。

7 その他

(1) 不許可決定、取り消し等に関して訴訟に至った場合は、合意書に基づき、県警が訴訟参加して、暴力団の利益になるおそれがあることを立証する等、積極的に対応することとしていきます（指定管理者の憶測だけで利用を制限した場合、訴訟の際の立証等が困難となりますのでご留意願います。）。

(2) 公の施設は、規模や機能等が異なることから、利用者の属性もそれぞれ異なります。指定管理者は、公の施設の利用からの暴力団の排除を行うにあたっては、市の所管課と十分な連携を図るようお願いします。

【参考法令】

◎名古屋市行政手続条例

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判

所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

◎地方自治法

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第 244 条の 4 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

◎行政事件訴訟法

(抗告訴訟)

第 3 条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)の取消しを求める訴訟をいう。

3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立て(以下単に「審査請求」という。)に対する行政庁の裁決、決定その他の行為(以下単に「裁決」という。)の取消しを求める訴訟をいう。

4 ～7 (略)

(処分の取消しの訴えと審査請求との関係)

第 8 条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(1) 審査請求があつた日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 第1項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで(審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで)、訴訟手続を中止することができる。

(被告適格等)

第11条 処分又は裁決をした行政庁(処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。)が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

(1) 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

(2) 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

- 2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。

- 3 前2項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

- 4 第1項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。

(1) 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁

(2) 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁

- 5 第1項又は第3項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

- 6 処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第1項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。

(出訴期間)

第14条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から6箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 3 処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前2項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から6箇月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(行政庁の訴訟参加)

第23条 裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。

- 2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び当該行政庁の意見をきかなければならない。

- 3 第1項の規定により訴訟に参加した行政庁については、民事訴訟法第45条第1項及び第2項の規定を準用する。

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第46条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

- (1) 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
 - (2) 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
 - (3) 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨
- 2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。
- 3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。
- (1) 当該訴訟の被告とすべき者
 - (2) 当該訴訟の出訴期間